

## 秋田県特別栽培農産物認証実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 要綱第5条第1項の規定による認証機関の認定申請は、次によるものとする。

(1) 認証機関認定申請書は、様式第1号によるものとする。

(2) 認定申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 業務規程

イ 定款の写し

ウ 前事業年度の財産目録及び貸借対照表

エ 申請の属する事業年度の事業計画及び収支予算書

オ 検査及び判定担当職員履歴書

カ 役員名簿及び職員名簿

2 知事は、認証機関として認定したときは、当該申請機関に認証機関認定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

3 知事は、認証機関として認定しないときは、理由を付して当該申請機関に認証機関不認定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(認証機関の従事者の資格等の基準)

第3条 要綱第5条第2項第2号の規定による認証機関の基準は、次のとおりとする。

(1) 認証に従事する者の資格

認証を行う農産物に関する知識を有し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する3年以上の実務経験を有する者

イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、農産物の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する4年以上の実務経験を有する者

ウ ア及びイのいずれかに該当する者以外の者であって、農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に関する5年以上の実務経験を有する者

エ アからウまでのいずれかに該当する者以外の者であって、アからウまでに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

(2) 認証に従事する者の人員

ア 検査に従事する者は2名以上とし、必要に応じて適正な検査業務を行うに十分な人員

イ 判定に従事する者は1名以上とし、必要に応じて適正な判定業務を行うに十分な人員

(3) 認証の業務の管理に関する事項

ア 検査部門と判定部門が独立していること。

イ 内部監査体制が整備されていること。

(認定変更の申請)

第4条 認証機関は、前条の申請内容に変更があったときは、遅滞なく認証機関認定変更申請書(様式第4号)により、知事に申請するものとする。

2 知事は、その変更内容が認証機関の要件に適合すると認めるときは、当該申請機関に認証機関認定変更承認通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(認定の更新)

第5条 認証機関は、要綱第6条に規定する更新を行うときは、認定の効力を失う30日前までに認証機関認定更新申請書(様式第6号)により、知事に申請するものとする。

2 認定更新申請書には、次の書類を添付するものとする。

ア 業務規程

イ 定款の写し

ウ 前事業年度の財産目録及び貸借対照表

エ 申請の属する事業年度の事業計画及び収支予算書

オ 検査及び判定担当職員履歴書

カ 役員名簿及び職員名簿

3 知事は、その認定更新内容が適当と認めるときは、当該申請機関に認証機関認定更新承認通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(認証業務規程)

第6条 要綱第7条に規定する業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事務所の所在地及びその事務所が認証の業務を行う区域に関する事項

(2) 認証を行う農産物及び認証区分

(3) 認証の業務を行う時間及び休日に関する事項

(4) 認証の業務の実施方法に関する事項

(5) 認証申請料に関する事項

(6) 認証を行った者に対する検査・指導に関する事項

(7) 内部監査に関する事項

(8) 認証票の交付に関する事項

(9) その他認証の業務に関し必要な事項

(認証機関の廃止届)

第7条 認証機関は、認証の業務を廃止するときは、その30日前までに認証機関廃止届(様式第8号)により、知事に届出するものとする。

(帳簿の記載)

第8条 要綱第10条に規定する帳簿には、次の事項を記載するものとする。

(1) 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所

(2) 認証の申請を受理した年月日

(3) 認証を行った年月日

(4) 認証した農産物の種類及び数量

(5) 認証の結果

(6) 認証に従事した者の氏名

(認証の報告)

第9条 要綱第11条の規定により、認証機関は認証を行ったときは、遅滞なく次の事項を知事に報告するものとする。

- (1) 認証した者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証した農産物の種類及び数量
- (3) 認証したほ場又は精米施設の名称及び所在地
- (4) 認証した年月日

(認証機関の認定取り消し)

第10条 知事は、要綱第13条第1項により認証機関の認定の取り消しを行うときは、理由を付して当該認証機関に認証機関認定取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(認証機関の検査)

第11条 知事は、必要に応じて認証機関の検査を行い、改善を要する場合は、必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

- 2 認証機関は、知事が行う検査に協力しなければならない。

(特別栽培農産物認証の申請等)

第12条 要綱第14条第1項及び第2項の規定による認証申請をすることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 秋田県内に住所を有する生産者又はその組織する団体(以下「生産者」という。)
- (2) 精米については、特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いて精米を行う者(以下「精米業者」という。)
- 2 認証申請の期間は、次のとおりとする。
  - (1) 栽培開始時期が2月から7月までの農産物及び多年生農産物は、栽培開始前年の12月1日から栽培開始年の1月20日までとする。(申請日の期間の初日又は最終日が祝日、土日曜日又はその他の休日にあたる時は、その翌日を初日又は最終日とする。以下この項において同じ。)
  - (2) 栽培開始時期が8月から翌年の1月までの農産物は、栽培開始年の5月1日から5月末日とする。
  - (3) 同一ほ場において、同一農産物を同一栽培様式、同一栽培計画により年間複数回数栽培するときは、第1号又は第2号のどちらかの期間にまとめて申請することができるものとする。
  - (4) 精米については、7月1日から8月10日までとする。  
ただし自ら生産した玄米を精米する場合は、当該玄米の申請と併せて行うものとする。
- 3 生産者及び精米業者は、認証申請時に、認証機関が実費を勘案して業務規程において定める認証申請料を納付するものとする。
- 4 認証機関は、認証申請があったときは各1回以上のほ場検査、現地検査及び精米現地検査を行うものとする。ただし、過去にほ場検査を受けたほ場に条件等の変更がない場合は、ほ場検査を省略できるものとする。
- 5 その他申請等については、認証機関が定める業務規程によるものとする。

(認証の表示等)

第13条 生産者及び精米業者は、認証を受けた特別栽培農産物を出荷、販売するときは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」第4の規定による表示を行うこととする。また、要綱第15条第2項の規定による表示を併せて行うことができるものとする。

- 2 認証機関は、認証票の使用及び管理の状況について報告を求めるとともに、必要に応じ検査するものとする。
- 3 認証機関は、認証の表示が不適正であると判断したときは、認証を取り消すとともに、認証票の使用の中止を命ずるものとする。
- 4 認証の表示をすることができる期間は、収穫開始日から出荷、販売までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年10月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条第2項各号の認証申請期間は、平成12年度に限り平成12年12月から平成13年1月までとする

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年11月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条第2項各号の認証申請期間は、当分の間、12月から翌年の1月15日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年12月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

様式第1号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定申請書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請機関名

住 所

申請機関の長の氏名

印

秋田県特別栽培農産物認証実施要領第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 認証機関の名称及び住所
- 2 認証を行おうとする農産物
- 3 認証を行おうとする区域及び事務所の所在地
- 4 認証業務以外の業務を行っている場合には、当該事業の概要及び認証業務との関連の有無

様式第2号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定通知書

平成 年 月 日

申請機関名  
住 所  
申請機関の長の氏名

秋 田 県 知 事 印

平成 年 月 日付けで認定申請のありましたこのことについて、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第2条第2項の規定により、認証機関として認定します。

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 認定機関代表者名
- 4 認証を行う区域及び事務所の所在地
- 5 認証を行う農産物
- 6 認定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

様式第3号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関不認定通知書

平成 年 月 日

申請機関名  
住 所  
申請機関の長の氏名

秋 田 県 知 事 印

平成 年 月 日付けで認定申請のありましたこのことについて、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第2条第3項の規定により、認証機関として不認定とすることを通知します。

### 1 認証機関として不認定とする理由

様式第4号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定変更申請書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請機関名

住 所

申請機関の長の氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で認定された内容を下記のとおり変更したいので、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更前及び変更後の内容

3 変更の理由



様式第5号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定変更承認通知書

平成 年 月 日

申請機関名  
住 所  
申請機関の長の氏名

秋 田 県 知 事 印

平成 年 月 日付けで認定変更申請のありましたこのことについて、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第4条第2項の規定により、承認します。

- 1 認定変更年月日
  
- 2 認定番号
  
- 3 認定機関代表者名
  
- 4 変更事項及び変更内容
  
- 5 認定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

様式第 6 号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定更新申請書

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請機関名

住 所

申請機関の長の氏名

印

秋田県特別栽培農産物認証実施要領第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 認証機関の名称及び住所
- 2 認証を行おうとする農産物
- 3 認証を行おうとする区域及び事務所の所在地
- 4 認証業務以外の業務を行っている場合、当該事業の概要及び認証業務との関連の有無

様式第7号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定更新通知書

平成 年 月 日

申請機関名  
住 所  
申請機関の長の氏名

秋 田 県 知 事 印

平成 年 月 日付けで認定更新申請のありましたこのことについて、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第5条第3項の規定により、認証機関としての認定を更新します。

- 1 認定更新年月日
  
- 2 認定更新番号
  
- 3 認定機関代表者名
  
- 4 認証を行う区域及び事務所の所在地
  
- 5 認証を行う農産物
  
- 6 認定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

様式第8号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関廃止届

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請機関名

住 所

申請機関の長の氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で認定を受けましたが、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第6条の規定により、認証機関の業務を廃止することを届出します。

1 認証業務を廃止する理由

2 認証業務を廃止する年月日

様式第9号

## 秋田県特別栽培農産物認証機関認定取消通知書

平成 年 月 日

申請機関名  
住 所  
申請機関の長の氏名

秋 田 県 知 事 印

平成 年 月 日付け 第 号で認定しましたが、秋田県特別栽培農産物認証実施要領第10条の規定により、認証機関の認定を取り消します。

### 1 認定を取り消しする理由